

第6次行政改革大綱実施計画

(1) 連携と信頼に基づく市民との協働のまちづくりの推進

地方分権社会の進展により、地方自治体は「地域のことは地域で考え、自らの責任において決定する」という、自主・自立した自治体経営の必要性が高まっている。
 このため、今後はまちづくりの主役である市民自らが事業を判断して、その結果を施策へ反映させるため、市民の行政参画の機会を一層拡大することや市民へ情報を積極的に公開することを推進する。

【記載方法】
 ○：取組み開始年度、◎：目標を達成する年度、
 ◆：毎年度実施

①市民の行政参画の推進：市民自治を推進するため、自治の主体である市民が施策の立案段階から加わり、意見を施策に反映する。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
市民自治の基礎となる自治基本条例の普及・啓発	自治基本条例の普及・啓発	総務課	1	各種会議、地域の集会などで市民へ周知、市民の理解を深める。	平成19年4月施行。条例の市民の認知度15.6%（内容を知っている、内容を少し知っている）	自治基本条例の認知度：50% （自治基本条例の内容を知っている、内容を少し知っている）	半数は自治を進める上で知っている必要がある	◆	◆	◆	◆	◆
各種審議会の市民参画等による幅広い市民意見の市政への反映	「審議会等の設置及び委員の選任等に関する要綱」に基づく民意の反映	総務課（全課）	2	「審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱」に定める公募比率を遵守する。	各種審議会の公募割合：6.9%（平成22年2月）	公募割合20%以上	妙高市審議会等の設置及び委員の選任等に関する要綱に準じる。	◆	◆	◆	◆	◆
			3	「審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱」に定める女性比率を遵守する。	各種審議会の公募割合：27.4%（平成22年2月）	女性割合30%以上	妙高市審議会等の設置及び委員の選任等に関する要綱に準じる。	◆	◆	◆	◆	◆
			4	若年層委員の登用、委員の上限年齢制限、任期期間（委任時点で10年を超えない文言の追加）の見直しを行う。	委員任期：10年を超えない範囲、年齢要件なし	要綱の改正（平成22年度）	委員任期、年齢要件を設定し、適正な運用を図る。	◎				
			5	様々な分野で活躍する女性を発掘し、人材登録と活用を図る。	女性人材登録者の募集、及び女性人材リスト登録制度の周知（登録者数：41名） 女性人材リスト登録者の各種委員会等への登用状況の把握	女性人材リスト登録者の活用率 登録者の20%以上	女性の市政への参画を図るため、女性人材リストを活用し、選任することで設定	◆	◆	◆	◆	◆
	6	形骸化や類似している審議会について、統廃合を進める。	審議会等の数：33	審議会の統廃合等の実施	効率的な業務を実施するため、形骸化している審議会等の統廃合を行う。	◎						
	7	パブリックコメントの充実	企画政策課	市の広報媒体を活用した情報提供	PR方法については、パブリックコメント開始時点に作成した手順に基づいて実施している。今年度からは、妙高チャンネルでのPRも加わり、よりPRを充実。実施期間中は、毎日放送している	意見の提出数：5件/1案件	過去の意見提出数の平均が1件程度に対する市民の関心度を示す値として設定	◆	◆	◆	◆	◆
	市民による新たな行政評価の実施と事業仕分け等の導入検討	(2) - ① で 検 討)										

②情報共有の充実：市民と行政が目標を共有して、施策を行うための市民ニーズの把握と、徹底した情報公開を推進する。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
市民の意思決定に必要な情報の提供	附属機関、その他審議会等の会議公開	総務課 企画政策課	8	「妙高市附属機関が開催する会議の会議録の公表に関する要綱」に準じ、会議日程の公表、会議録の公表を継続する。	附属機関の会議の開催告知、会議終了後の会議録公表を随時実施	附属機関等の会議日程の公表、会議録の公表 (個人情報等により、公表できないものを除く)	行政情報を市民に公表し、市民の理解を深める。	◆	◆	◆	◆	◆
	地方公会計制度改革に伴う財務書類4表の整備と公表	財務課	9	地方公会計制度改革に伴う財務書類4表の段階的整備を進め、市民にわかりやすい財政情報の提供を行う。	平成20年度決算に基づく財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成した。	財務書類4表を活用した財政分析の実施及び公表	新地方公会計制度実務研究会報告書	◆	◆	◆	◆	◆
市民の意思決定に必要な情報の提供	市政出前講座の充実	生涯学習課	10	職員が講師となって行う市政出前講座を活用し、情報の共有を図る。	・各課に講座内容の修正・追加等を依頼し、最新の内容への見直しを行った。 ・市ホームページ、地域づくり団体等を通じて周知を行った。	市政出前講座利用件数：延べ100件	20件×5年=100件	◆	◆	◆	◆	◆
	市民意見集約方法の検討	企画政策課	11	地域や市民の声を施策へ反映するために、地域（現場）での陳情会の実施や市民の意見を聞くための市民ポスト等の充実を図る。	意見箱、手紙、電子メール、地域での懇談会などを通じ、意見や要望を受け付け、各種事業に反映。条例や計画策定においては、パブリックコメントを実施。	要望・陳情会 15回/年	納得度の高い行政経営を目指すことから、現状程度の意見・要望数とした。	◎ (市民ポストの設置、地域での陳情会の実施)	◆	◆	◆	◆
	職員の地域活動への参加を通じた市民ニーズの把握	総務課	12	職員の積極的な地域活動への参加を促進し、市民ニーズの把握に努める仕組みを整備する。	職員が地域活動へ参加したときの市民ニーズを把握する仕組みがない	市民ニーズを把握するための仕組みの整備	市民ニーズのを把握する仕組みを整備する必要がある。	◎	◆	◆	◆	◆
	市民意識調査の実施	企画政策課	13	今までの市民意識調査の内容に納得度を加味した調査を実施する。	まちづくり市民意識調査を実施し、各施策ごとの満足度、重要度等についてアンケートを実施。市民3,000人対象、1,147票回収。回収率38.8%	市民納得度を加味した調査の実施 (第2次総合計画策定に反映)	市民納得度を加味した意識調査の実施。 (平成23年度より隔年)		◎		◎	
情報公開条例及び行政手続条例の適正な運用	行政手続条例、情報公開条例の審査基準の公表・見直し	総務課	14	審査基準と審査期間の公表を行う。	総合案内（コラボサロン）において閲覧に供している。	審査基準のホームページ上での公開 (平成23年度から)	平成22年度において、総点検を行い、平成23年度から公表する。		◎	◆	◆	◆
		総務課	15	ISOの業務手順書と連動した行政手続条例の審査基準等の見直し（見直し時期、内容）を行う。	平成21年度の見直しから、4月のISO関連の見直しと同一時期に実施。	平成22年度から時期だけでなく、ISO業務手順書との関連性を明確にした見直しを実施。	行政手続制度が単体で機能するものでないため、関連する業務と同一の見直しをする必要があるため。	◆	◆	◆	◆	◆

③市民等との連携・協力による協働のまちづくりへの転換：公益的サービスを行政が主体となり提供する仕組みから、市民や地縁組織、NPO、ボランティア団体との連携・協力による協働のまちづくりへの転換を図るため、地域自治組織やNPO等の育成支援を行う。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
市を取り巻く環境の変化を踏まえた市民と行政の役割分担の明確化	市民と行政の役割分担の明確化	総務課 企画政策課 (全課)	16	「市政における市民と行政の役割分担指針」に基づき、主要事業計画と連動した役割分担の見直しを行う。	役割分担指針をもとに、主要事業3ヵ年計画ヒアリングにおいて現状を確認している。	継続事業数： 平成21年度比20%以上の減	ヒアリングを実施し、各課の取組状況を確認する。	◆	◆	◆	◆	◆
地域自治組織の活性化による地域力の向上	地域リーダーの育成	生涯学習課	17	地域の活性化を図るため、地域を牽引するリーダーを育成する。	地域づくりフォーラムやスキルアップ講座を開催し、地域リーダーやNPO法人、市民活動団体のリーダー育成を図った。	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の数値化とそのデータに基づく地域リーダーの育成 研修会へのリーダー参加者数：1,000名 	<ul style="list-style-type: none"> 地域訪問より、人材、事業内容等を検証し、数値化を図り、そのデータに基づき地域リーダーを選定し、派遣を行う。 研修会への参加者数 (H22 150名、H23 175名、H24 200名、H25 225名、H26 250名) 	○ (地域調査)	◎ (選定育成)	◆	◆	◆
	各種地域団体の育成支援	生涯学習課 (全課)	18	地域づくり活動団体交付金や地域の元気づくり活動補助金を活用し、各種地域団体の育成支援を図る。	地域づくり活動団体交付金や地域の元気づくり助成金を活用し、地域づくり協議会や地域の市民活動団体への支援を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり活動団体支援交付金の交付団体数:53団体 地域の元気づくり活動補助金交付団体数:150団体(延べ) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり活動団体支援交付金の交付団体数:地域づくり協議会前加入団体 地域の元気づくり活動補助金交付団体数:30団体×5ヵ年 	◆	◆	◆	◆	◆
NPOやボランティア団体等の育成支援	市民活動支援センター業務の推進	生涯学習課	19	民間の委託先を選定し、民間の発想やノウハウで市民活動支援センター業務の円滑な運営を図る。	委託業務から直営に変更し、事業内容等を新たな枠組みとしてセンター業務を行った。その結果、主催事業での参加者の増加や相談件数の増加が図られた。	<ul style="list-style-type: none"> 民設民営による市民活動支援センターの運営 各種団体支援事業の参加者数：3,000名 個々の市民活動や地域活動をつなぐ市民活動見本市の開催(年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体支援事業の参加者数：600名×5ヵ年 市民活動見本市の開催：2回×5ヵ年 	◆	◆	◆	◆	◆
	NPO等の育成支援(基盤整備)	生涯学習課	20	地域の元気づくり活動補助金による活動支援を行う。	地域の元気づくり活動補助金を活用し、NPO法人や市民活動団体への支援を行った。 (助成団体：延べ20団体)	地域の元気づくり活動補助金交付団体数:150団体(延べ)	地域の元気づくり活動補助金交付団体数:30団体×5ヵ年	◆	◆	◆	◆	◆
	NPO等の育成支援(委託業務の拡大)	総務課 (全課)	21	市の業務委託の拡大による団体の育成支援を行う。	指定管理委託の実施、事業委託の実施	委託事業の増加	指定管理団体の自主事業の実施	○	◎	◆	◆	◆

(2) 経営的視点での行政活動の推進

社会経済情勢の悪化及び少子高齢化社会の急速な進展に伴い、歳入の減少、歳出の増大による行財政の悪化が懸念される。その中でも、最少限の予算で最大限の効果を発揮し、良質な行政サービスを持続していくため、徹底したサービスの管理を行うことが重要である。

このため、経営的視点による事業の評価を徹底するとともに、市民の更なる利便性の向上を考慮した取組みを推進する。

① 事務事業の適正管理と見直し：ISO統合マネジメントシステムを活用した適正な執行管理及び評価に基づく事務事業の見直しを図る。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
ISO9001、ISO14001に基づいたマネジメントシステムの徹底活用	事務事業の進行管理、予算の執行管理の強化	企画政策課 財務課	22	良質な行政サービスを適時に提供するため、ISOと連動した事務事業の進行管理と予算の執行管理を強化する。	○主要事業進行管理ヒアリングを実施 ・4月：平成21各課経営方針、主要課題改善計画書に基づき実施 ・6月：平成20事業の事後評価にあわせて実施 ・10月：平成22事業の事前評価にあわせて実施	進行・執行管理の実施：年4回	○4月にヒアリングを実施 ○7月、10月、2月に主要課題に関する調査を実施	○（見直し）	◆	◆	◆	◆
	庁内報告業務の簡素化	総務課 （全課）	23	総務課、企画政策課、財務課において、事務事業の進捗管理などの内部管理書類の相互活用に向けて、関係書類を見直しする。	進捗管理ヒアリングや行政評価ヒアリングにおいて、総務、企画、財務の各課で情報を共有	内部管理書類の相互活用の実施	内部管理業務の簡素化を図るため。	○（検討）	→	◎（実施）	◆	◆
	目標管理の徹底と適正・迅速なサービスの提供	総務課	24	管理職及び一般職員への研修により内部管理を徹底し、ISO自己適合宣言への移行を検討する。	ISO審査登録機関による審査を経て、ISO9001及びISO14001の両認証を更新した。	自己適合宣言の実施（平成24年度末）	ISO審査登録機関による認証を更新せず、独自にISOの仕組みを運用する。	○（検討）	→	◎（宣言）	◆	◆
市民による新たな行政評価の実施と事業仕分け等の導入検討（再掲）	第三者評価の実施（市民参加による事後評価の実施）	企画政策課	25	行政評価の客観性や透明性を確保するため、事後評価において、有識者や市民など第三者による評価（第三者評価）を実施する。	・第三者評価は未実施 ・第三者評価の実施を検討 ・行政評価研修への参加 ・三条市、見附市、阿賀野市の視察	第三者評価の実施：年1回（H23から実施）	事後評価において実施	○（体制確立）	◎（実施）	◆	◆	◆
	第三者評価の実施（事業仕分けの導入検討）	企画政策課	26	第三者評価の手法の一つである事業仕分けの導入を検討する。	・第三者評価は未実施 ・事業仕分けの先進地（天津市、都留市）の視察	事業仕分けの実施：年1回	事後評価において実施	○（検討）	→	→	→	◎（体制確立）
	教育委員会の行政評価との連携見直し	こども教育課	27	教育委員会で実施している外部評価と行政評価との連携を検討する。	教育委員会では、平成20年度より教育に関する事務の点検・評価を、学識経験を有する方の参加を得て実施している。	教育委員会で実施している行政評価と第三者評価の連携	連携を考えているため、第三者評価の検討状況に合わせる必要がある。	○（体制確立）	◎（連携）	◆	◆	◆
	実効性のある行政評価の実施	企画政策課	28	・職員研修の実施や、評価過程への関係課職員の参画などにより、行政評価に対する職員の意識と能力を向上させ、実効性のある行政評価を実施する。 ・行政の説明責任を果たし、市民納得度を高めるため、事後評価の結果を公表する。	・行政評価実践研修の実施（5月） ・H20主要事業の事後評価（8～9月） ・H22主要事業の事前評価（10～12月） ・H20主要事業の事後評価結果の公表（9月）	行政評価の実施：年2回	事後評価1回、事前評価1回	◆	◆	◆	◆	◆
行政評価に基づく事務事業の再編・整理、廃止・統合	企画政策課 （全課）	29	より良質な行政サービスを効率的に提供するため、行政評価結果に基づいてすべての事務事業を見直し、再編・整理、廃止・統合を行う。	○H20主要事業の事後評価結果の反映 ・H21事業運営への反映 ・H22主要事業への反映（事業内容などの見直し、事業の再編・整理、統合、廃止）	継続事業数：H21年度比20%以上の減	・H21年度主要事業のうち、継続事業数：A ・平成26年度主要事業のうち、継続事業数：B (A-B) / A × 100 = 20%以上	◆	◆	◆	◆	◆	

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
事業等の実施における受益と負担の明確化と公平性の確保	使用料の見直し	総務課（全課）	30	定期的な使用料の見直しを行い、受益と負担の公平性を確保する。	・平成19年度、全庁的な「使用料金」「加算料金規定」「減免規定」の見直しを実施した。 ・平成20年度には、「加算料金規定」のみ近隣自治体等とのバランスを考慮して、再度見直しを実施した。	平成24年度に全庁的な使用料の見直しを実施	使用料は、随時見直しがされているものであるが、全庁的な均衡を図るため、また、抜本的な見直しの機会を持つため、推進期間において、1回は見直しを実施する必要がある。			◎		
	補助金の見直し	総務課 財務課（全課）	31	各種補助金について補助金交付基準等に基づき、定期的な見直しを行う。	補助金交付基準に従い、3年を超えない範囲で見直しを実施している。	補助金の見直し（随時）	補助金交付基準において、補助金交付期間は原則3年とし、これによらない場合は3年を超えない期間で見直しを行うとしている。	◆	◆	◆	◆	◆
	負担金の見直し	総務課 財務課（全課）	32	各団体、協議会等に支出している負担金について定期的に必要性の見直しを行う。	予算編成において負担金チェックシートにより各課において負担金の妥当性を評価している。	負担金の見直し（毎年）	負担金の必要性や適時性、効果などを審査し、負担金の妥当性を評価する必要がある。	◆	◆	◆	◆	◆
サンセット方式による事業の計画的実施	事業の終期設定の実施	総務課（全課）	33	終期設定の基準を明確にし、主要事業と連携した終期設定を行う。	補助金について、補助金交付規則及び補助金交付基準を設定し、原則、3年を超えない範囲で見直しすることとしている。	終期設定基準の明確化と各主要事業へ終期の設定（平成22年度）	どのような状態になったら事業を終了するか明確になっていない。	◎（終期設定）	◆	◆	◆	◆

②民間活力の活用：地域の実情に合わせ、効率的で良質な行政サービスを提供し、地縁組織やNPO、企業など幅広い民間活力の導入や連携・協力を推進する。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26	
地縁組織やNPO、企業等の民間活力を活用した民間委託の推進	バス運行委託業務	環境生活課	34	コミュニティバス移行路線については今後も継続するとともに、新たな路線の民間委託の検討を行う。	コミュニティバス運行状況 ・長沢地区 1路線 特定非営利活動法人いきいき・長沢 ・妙高地域 3路線 特定非営利活動法人ふるさとづく妙高（平成21年10月1日～）	2路線（上小沢線、平丸線）	新たにコミュニティバス運行を行う路線数を設定	○（地域への働きかけ、運行主体の育成支援）					→
	ガス事業（民間譲渡も含めた検討）	ガス上下水道局	35	業務の民間委託の推進と合わせ、事業の民間譲渡の検討を行う。	ガバナー室点検、草刈などの民間委託を実施。他の公営ガス事業者など情報収集。	民間譲渡に向けた体制の整備	公営での事業運営は限界があることから、民間譲渡に向けた体制を整備する必要があるため。	◆	◆	◆	◆	◎	
	浄水場業務	ガス上下水道局	36	浄水場業務の民間委託の検討を行う。	H22年度に新井区域簡易水道施設の点検業務を委託するため、マニュアル類の作成及び指導要員を育成中。	トラブル対応を含め委託内容を充実させる。	委託内容の見直し、充実により、民間委託による安全・安定供給を確保する必要があるため。	◆	◆	◆	◆	◎	
	サテライト妙高維持管理業務	観光商工課	37	サテライト妙高維持管理業務の包括委託	市臨時職員を配置し、維持管理業務を実施。	競輪事業運営事業者等への委託実施	運営と密接にかかわるため、指揮命令系統の簡略化による効率化が必要	○（検討）					◎
	「公共サービスの民間委託に関する推進指針」に基づく事業の見直し	総務課（全課）	38	指針に基づき、民間活力の活用が見込まれる業務の民間委託を推進するため、事業の見直しを行う。	平成20年度に指針を策定し、平成21年度から指針を活用して調査を実施	毎年1回、指針に基づく調査の実施	社会情勢等により、事業の状況が変化するため、毎年、指針のシートに基づき調査を実施する。（前年度作成したシートを参考とする）	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	民間提案制度の検討	総務課	39	行政から民間へ委託する手法の他に、民間が提案し、委託する手法を検討する。	取組みなし	民間提案制度の実施（平成24年度）	民間の創意工夫により、市民サービスの向上を図るため	○（要綱策定）		◎	◆	◆	◆

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
指定管理者制度について委託料基準の設定及びモニタリングの実施による適正な制度の運用	指定管理委託料の統一基準の明確化	総務課	40	人件費や修繕費など指定管理委託料の積算基準を明確にする。	施設の設置当初の経緯もあり、基準が定められていない。	委託料の積算基準の設定	安定的なサービスの提供のためにも、委託料に対し、出来る限り統一した積算根拠とする必要があるため。	◎	◆	◆	◆	◆
	指定管理者制度の運用の検証	総務課（全課）	41	モニタリングの継続による、施設の適正な管理運営を行う。	平成20年度から、施設の適正な運営管理に向け、モニタリング制度の導入している。	モニタリング制度の継続による、施設の適正な管理運営の実施	安定的なサービスの提供のためにも、施設の適正な管理運営を行う必要があるため。	◆	◆	◆	◆	◆

③電子自治体の推進：行政事務の簡素化、効率化、迅速化による行政サービスの充実を図る。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26	
地域情報化基本計画に基づいた市民の利便性の向上 (※取組番号43～57は、地域情報化基本計画の具体施策のうち、窓口サービスを除いた市民の利便性の向上に関するもの)	番組の充実によるJCV加入率の向上	企画政策課	42	妙高チャンネルの番組の充実を図り、JCVの加入率向上を図る。	地域における説明会の実施をはじめ、地域を紹介する特別番組の制作、新規のケーブル敷設地域取り上げた妙高ニュースの番組を制作し、放送を行いながら加入促進を図ってきた	全市JCVの加入率：60%	・H21年度時点の新井地域並の加入率 ・地域情報通信基盤整備推進交付金の申請時に提出した整備計画に基づく数値	○				◎	
	G I Sの市民への公開と内容の充実	企画政策課	43	G I Sの市民への公開と公開内容を充実する。	市民公開できる環境づくり及びデータ作成	64レイヤ公開	市民公開を予定しているレイヤ数	○ (レ付作成)				◎	
	デマンド交通システム検討	環境生活課	44	市民の生活交通の確保を図るとともに効率的で効果的な公共交通の基盤整備を図るための手段の一つとして、デマンド交通システムの必要性の評価、検討を行う。	県内のデマンド交通システム導入の先進事例の情報収集等を行っている。	効率的で効果的な公共交通の基盤整備の検討	効率的で効果的な公共交通の整備を図るため。	○ (計画策定)	◆	◆	◆	◆	
	災害時情報提供の充実	総務課	45	防災行政無線やCATV、インターネット、情報提供端末による情報提供を充実する。	・防災行政無線 新井地区：屋外子局、戸別受信機（自主防会長、拠点避難所等） 妙高高原地区：屋外子局、戸別受信機 妙高地区：屋外子局、戸別受信機（全戸） ・CATV 市全域エリア内 ・インターネット 市ホームページから災害情報等提供 ・安全・安心メール 約2,000件登録 ・全国瞬時警報システム H21年2月から運用開始 ・市役所からのCATV緊急放送 ・市防災情報システム（定点カメラ、移動カメラ）	防災行政無線のデジタル化計画策定（市内全戸への戸別受信機配備検討）	平成28年6月から消防救急無線のデジタル化移行と並行して防災行政無線のデジタル化を検討する。					○ (情報収集)	◎ (計画策定)
			46	拠点避難所における情報提供環境を充実する。	・避難所無線機の設置：40箇所 ・拠点避難所（学校等）へのCATV接続：30箇所	情報の共有機能向上に向けて情報収集とシステム検討（防災機関からの情報発信、共有）	最新の機器等の情報により今後の手法検討の材料とする。	◆ (情報収集)	◆ (情報収集・システム検討)	◆ (情報収集・システム検討)	◆ (情報収集・システム検討)	◆ (情報収集・システム検討)	◆ (情報収集・システム検討)
	在宅健康管理高度化システムの構築	福祉介護課	47	CATV網を活用し、家庭に居ながら保健師等との健康相談ができるネットワークシステムの構築を検討する。	21年度に先進地視察を行った結果、設備、運用面において課題が多いことから、ネットワーク構築に向けて、実施方法の見直しも含めて多方面から調査・研究を行った。	高齢集落など一部地域に導入	本事業の有効性等について検証するためにモデル的に事業を実施するため。	○ (情報収集)			(計画策定)		◎
	郷土資料・文化財の記録のデジタル化推進	生涯学習課	48	妙高市とゆかりある芸術家の作品や歴史文化に関する資料、文化財の保護と公開のため記録資料のデジタル化を進め、インターネットでの公開内容を充実する。	遺跡発掘の測量等で3Dの採用を行い、資料のデジタル化に取り組んでいる。過去の資料のデジタル化は現在手持ちの資料の整理を行い、文化財の記録のデジタル化が可能なものの抽出を行っている。	市の指定無形文化財の平丸のスケ細工は毎年一つの干支の取材だと今後10年近くかかるので、可能な限り複数の干支の取材を行う。	干支12のスケ細工の作製工程の画像による保存。	◆	◆	◆	◆	◆	

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26	
地域情報化基本計画に基づいた市民の利便性の向上 (※取組番号43～57は、地域情報化基本計画の具体施策のうち、窓口サービスを除いた市民の利便性の向上に関するもの)	子育て支援システムの充実	こども教育課	49	子育て支援ホームページ「ウィルみょうこう」をより充実させ、地域に密着した子育て支援サイトを実現する。	新たに妙高チャンネルの食育コーナーの定期配信を開始し、JCV未加入世帯でも視聴可能とした。また、H20年度に実施した次世代育成に関するニーズ調査の報告を掲載し、より市民の目に触れやすとした。	携帯用ページの作成・定期更新	携帯電話からも手軽に子育て情報を受信できるようになるため、情報の伝達・浸透が容易になる。	○ (精査・設計)	◎ (ページ作成)	◆ (管理運営)	◆	◆	
	地域産品の情報提供の推進	観光商工課	50	インターネットを活用し、地域産品の販路を拡大する。	・妙高市推奨品協会ホームページでのあっぱれ逸品(特産品)の紹介、各企業ホームページへのリンク ・妙高市推奨品協会平成22年度事業として、特産品のインターネット販売を取り組むための検討・準備中	売上：350万円 (販売手数料：100万円)	妙高市推奨品協会が事業を委託する団体の人件費を生み出すこと。	◆	◆	◆	◆	◆	
	情報通信基盤の整備・拡充、地上デジタル放送の難視聴解消	企画政策課 環境生活課	51	J C Vへの加入促進による情報格差是正と地上デジタル放送の難視聴地域への対応を実施する。	市内のほぼ全域にCATVが整備される。	難視聴世帯ゼロ	・全世帯でデジタル放送の視聴が可能であること ・J C Vのデジアナ変換期限が、平成26年度末までであること	○				◎	
	携帯電話不感地域の解消	企画政策課	52	携帯電話事業者に受信アンテナの設置要望を継続する。	携帯電話不感地域が市内に2カ所（土路地区、笹ヶ峰高原）存在している	携帯電話不感地区ゼロ	現在ある箇所を解消するため。	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	学校教育の支援	こども教育課	53	学校間のネットワークやインターネットを利用した学習支援サービスを活用し、より学習効果が得られる仕組みづくりを推進する。	・インターネット回線の光化により、通信速度の向上を図った。 ・パソコン教室や普通教室などに、児童生徒が授業などでパソコンを使用できる環境を整えた。	デジタルコンテンツ教材およびオンデマンド教材を活用した学校：全校	ネットワーク環境を整えた中で、すべての学校において教材の利活用が図られること。	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	情報リテラシーの向上	生涯学習課	54	誰もがインターネット等の情報を活用できるように、研修や教育の機会・環境を整備する。	・妙高市パソコン教室企画運営委員会が主体となり、講習会を開催した。 ・市民ボランティアによる、パソコン相談会を月2回開催した。	妙高市パソコン教室企画運営委員会 が主体となった講習会及びパソコン相談会の開催	市民向けにパソコン研修等の機会の確保すること。	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	学校における情報教育の支援	こども教育課	55	小・中学校における情報教育を推進し、情報を正しく活用する能力や創造性を持つ子どもたちを育成する。	・平成20年度に携帯に関する提言を行い、平成21年度も引き続き意識啓発や研修を行っている。 ・デジタル教科書や電子情報ボード、パソコンなどの情報機器を活用した情報教育が行われている。	情報モラル教育を実施した学校：全校	すべての児童生徒に情報モラル教育を行い、情報を正しく活用する能力や創造性を持たせる。	○ (情報教育全体計画の策定)		◆	◆	◆	◆
	会議録検索システム（拡充）	議会事務局	56	会議録をデータベース化するとともに、議会回次、開催年、議案などを指定し、検索・閲覧できる仕組みづくりを整備する。	市のホームページ上において会議録を既に公開しており閲覧は可能であるが、検索機能の充実を図るためには検索システムの導入が必要となる。	会議録検索システムの導入	検索機能をより充実させ市民の利便性の向上を図るため。	○ (検討・調整)	◎ (システム導入)	◆	◆	◆	◆
市ホームページの充実	企画政策課	57	必要な情報を簡単に入手できるホームページの作成と最新の情報発信できる体制を充実する。	メールマガジンや安全安心メール機能を活用し、市民が希望する情報を市から提供するシステムを実施中。随時必要な情報は、市からのお知らせ、観光情報として新着記事でお知らせしている。	トップページの閲覧数：年間36万件	平成20年度末が約24万件。この150%増	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
行政事務の適正執行に必要な電子システム化の推進と効率的な運用 (※取組番号58～61は、地域情報化基本計画の具体施策のうち、事務の電子システム化に関するもの)	消防団無線等のデジタル化	総務課	58	平成28年5月末までに消防団無線のデジタル化と同報無線の更新時に合わせてデジタル化対応を検討する。	取り組みなし	・H23、H24 設計・伝搬調査 ・H25、H26 工事 ・H27 デジタル化運用開始 同報無線のデジタル化計画策定	平成28年6月から消防救急無線のデジタル化移行に伴うもの		○ (設計・調査)		◎ (工事)		
	電子文書管理システム、電子決裁システム	企画政策課	59	行政文書を電子化し、文書の收受、起案、決裁、供覧の業務をオンライン化し、事務処理の効率化、ペーパーレス化を図る。	情報収集中であり、動きはなし。	他自治体の状況も見みながら、段階的な導入を目指す。	単独導入では費用がかさむと思われる。よって、他市町村の動向を見ながら、整備を進めたいため。	○ (情報収集)					

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
行政事務の適正執行に必要な電子システム化の推進と効率的な運用 (※取組番号58～61は、地域情報化基本計画の具体施策のうち、事務の電子システム化に関するもの)	共同プラットフォームの検討	企画政策課	60	複数の自治体で同一システムを共有する共同プラットフォームの導入を検討する。	糸魚川市と検討を開始。	次期入れ替え時期（平成27年度）に向け検討	次期システムの入替え時期が、平成27年度であるため。	○ (情報収集)				→
	職員の情報化推進能力の育成と人材の確保	企画政策課	61	情報機器などの活用能力向上と情報システムやネットワーク活用、セキュリティ対策に関する企画・調整能力を有する人材を確保する。	セキュリティ情報を掲示板で周知	セキュリティ対策に関する企画・調整能力を有する人材を確保	庁内システムの安定稼働を図るため。	◆	◆	◆	◆	◆
	電子入札システムの導入	財務課	62	入札・契約手続きの一部を電子化し、発注者及び入札参加者双方の事務手続きの効率化と環境負荷の軽減を図る。	入札の通知及び入札執行は、市役所を会場に紙ベースで行なっている。通信基盤の整備が進んだことに伴い、入札参加者側の体制も整いつつあり、また、電子化への要望も出されている。	電子メールを利用した入札システムの整備と実施可能業者の拡大	当面、建設工事を対象に実施するものとし、建設コンサル・物品及び役務に順次拡大を図る。	◎	◆	◆	◆	◆

④行政サービスの充実：行政サービスの品質向上と時代を捉えた行政サービスの提供を図る。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
総合相談業務の見直し等の窓口を中心とした質の高い行政サービスの提供 (※取組番号63は、64地域情報化基本計画の具体施策のうち、窓口サービスに関するもの)	公共施設予約システムの検討	生涯学習課	63	施設情報をデータベース化し、施設の予約状況の確認や予約手続きのできるシステムを検討する。	(財)新井文化振興事業団が指定管理となっている、妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンター、新井ふれあい会館の予約状況は財団のホームページで公開している。予約が表示されていない部分でも行政の行事のための仮予約も多く、予約を希望する人の問い合わせに状況を説明している。	予約状況の公開 (市民が多く利用する施設)	費用対効果からインターネットで施設の予約状況が把握できる環境を整えること。	◆ (公開施設の拡大)	◆ (公開施設の拡大)	◆ (公開施設の拡大)	◆ (公開施設の拡大)	◆ (公開施設の拡大)
	証明書の自動交付機導入の検討	市民税務課	64	住民票などの証明書の自動交付機の導入を検討する。	自動交付機には初期投資がかかり、現段階では費用対効果を検討する必要がある。費用を軽減する方策として、上越地区で広域的に自動交付機を設置できないか、検討中である。	・証明書等自動交付の実現（平成24年度） ・住民基本台帳カードの即日交付の実現（平成24年度）	平成24年度で導入し市民の利便性向上を目指す。	○ (検討)	→	◎	◆	◆
	相談業務の強化（連携強化、責任者の配置）	市民税務課（全課）	65	市民総合相談、消費者相談、福祉相談等の各種相談業務の連携強化と、迅速かつ納得できる相談業務の体制整備と年次的な実施を図る。	近年、困りごとを抱えている方は、その内容が複雑化。多重化する傾向がある。しかし市役所は各種相談体制はあるものの有機的に結びつきが弱い。	各相談窓口のPR充実と機能強化及び連携による納得度の高い総合相談の提供	H22年度から開始する。	◎ (総合相談窓口の設置)	◆	◆	◆	◆
	総合的な窓口をもつ電子申告サービス（地方税ポータルシステム：エルタックス）の導入	市民税務課	66	総合的な窓口をもち、安全・確実な包括的ネットワーク機能をもつエルタックス（地方税ポータルシステム）の加入と電子申告サービスの開始を行う。	・平成21年10月から開始された個人住民税の公的年金にかかる特別徴収データ送受信のためにエルタックスに加入済み。 ・電子申告サービスについては未実施。	・電子申告サービスの開始（インターネットを利用し、確定申告データ、給与支払報告書データ、公的年金データの送受信、法人市民税及び固定資産税償却資産等の電子申告サービスの実施）（平成24年度）	①平成22年4月までにはすべての市町村がエルタックス加入 ②平成23年度市全体の基幹システムの更新決定後にシステム改修を行い、平成24年度からサービス開始。以降継続。	○ (国税連携)	→	◎ (サービス開始)	◆	◆
市民の利便性が向上する事務権限移譲の受入れ	権限移譲の受入れ	総務課（全課）	67	市民の利便性向上の見込みがある県の移譲事務は、積極的に受入れを行う。	県の権限移譲計画に従い、移譲を実施	県内類似団体と比較し、移譲事務数が上位にあること。	県内類似団体の移譲事務数 妙高市：21 小千谷市：22、加茂市：11 見附市：28、糸魚川市：20 阿賀野市：24、胎内市：23 魚沼市：26	◆	◆	◆	◆	◆
中山間地域等の高齢化などによりコミュニティ組織の運営が困難な地域の支援	高齢化により、地域活動の維持が困難な地域へ担当職員を設置検討	総務課 企画政策課 福祉介護課 生涯学習課 農林課	68	プロジェクトを設置し、支援方針を作成する。 (地域担当職員、支援員の設置等)	新井南部地区（水原、泉、平丸、長沢、瑞穂）、樽本地区に支援員が配置されている	プロジェクトチームの設置と支援方針の決定（平成22年度）	課題解決に向けたプロジェクトチームを設置し今後の方針を決定する。	◎ (方針決定)	◆	◆	◆	◆

(3) 自立した行政体制の確立

地方分権社会において、自己決定・自己責任のもと、自立した自治体経営を行なうため、中長期的な視点に立ちながら社会経済情勢の変化に対応する組織体制の整備と財政基盤の確立に取り組む。

①定員管理・給与の適正化：今後の経済情勢や地方分権改革の動向、市の業務量を踏まえた定数、給与・手当などの適正化を図る。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
定員適正化計画に基づく適正な定員管理	計画の管理	総務課	69	・次期定員適正化計画（H23年度～H27年度）の策定と、これに基づく職員数の適正管理に努める ・定員適正化計画及び職員数の状況を毎年度公表する。	・H17年～H22年まで定員適正化計画を超える職員削減を達成 【計画】 平成17年478人 平成22年412人（66人減、13.81%減） 【実績】 平成17年478人 平成21年390人（85人減、17.89%減） ・毎年10月にお知らせ版や市ホームページで職員数の状況を公表。	事業の見直し、組織の合理化、民間委託の推進等により、行政のスリム化及び効率化を図りながら、職員数を抑制する	類似団体の職員数との比較 次期妙高市定員適正化計画の目標数（平成23年～平成27年）	◎	◆	◆	◆	◆
人事考課制度による業績等を反映した給与の適正化	国家公務員に準じた給与制度の適正化	総務課	70	定期的に給与体系の見直しを行う。	国の公務員制度改革や、毎年の人事院及び県人事委員会勧告に準じて、給与体系の見直し、適正化を実施	公務員制度改革に応じた給与制度の適正化	人事院勧告及び県人事委員会勧告 公務員制度改革	◆	◆	◆	◆	◆
	給料及び勤勉手当の成績率の見直し	総務課	71	より業績等が認められる人事考課制度への見直しを行う。	・人事考課結果を勤勉手当に反映している。また、昇給において、前2回の考課結果を参考としている。 ・業績評価割合の拡大等人事考課の見直しと勤勉手当の成績率の見直しを行う必要がある。	・平成22年度12月期支給時に見直しの反映。 ・毎年の人事考課制度の検証	平成22年度に制度改正を行い、その効果を毎年検証していく	◎ (成績率見直し)	◆ (人事考課の検証)	◆ (人事考課の検証)	◆ (人事考課の検証)	◆ (人事考課の検証)
	非常勤特別職とその報酬額の見直し	総務課	72	報酬の在り方の見直しと報酬額の算出方法を明確にする。	特別職（市長、副市長、議員）報酬改定率に準じて、その他の非常勤特別職の報酬の見直しを実施している。 その他、個別事情に応じた各種報酬額の見直しを実施した。	職種内容によっては月額制から日額制等への転換を図るなど、実態に即した合理的な報酬単価への見直しの検討	職務、職責、勤務実態に応じた報酬	○ (情報収集)	◎ (見直し)	◆	◆	◆
	臨時職員の賃金の見直し	総務課	73	臨時職員等の賃金の見直しを行う。	同種の業務に従事する正職員の初任給層の給料を基礎として、毎年の給与改定等に準じて臨時職員等の賃金等を見直すことを原則に、近隣他市との賃金等水準とのバランスも考慮して、毎年度、見直しを実施。	非正規雇用の待遇改善の観点から、国における非正規雇用の在り方の議論、検討の動向を反映した賃金等の見直し。	職務、職責、勤務実態に応じた賃金（非正規雇用の在り方に対する国の調査、検討の動向にを反映）	◆	◆	◆	◆	◆

②職員の能力開発と人材育成：自治体経営を担う職員の能力向上を図るため、各種研修を実施し、組織全体のレベルアップに取り組む。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
自治体経営をマネジメントできる職員の育成	人材育成基本指針に基づく研修内容の充実・強化	総務課	74	自治体を経営する職員を育成するため、各種研修やOJTを充実する。（見直しを含む）	市職員としての資質向上を目指した基礎研修や自衛隊派遣研修等、新たな取り組みを行いながら、職員研修の充実を図った。	毎年度作成する職員研修計画に基づき、派遣研修や集合研修、OJTなどの充実を図る。	職員ニーズを把握、研修効果の分析を行いながら、必要な研修を実施していくため。	◆	◆	◆	◆	◆
	市民納得度向上に資する職員の育成	総務課	75	市民納得度向上に資するゼネラリスト育成のため、職員基礎研修を強化する。	若手職員を対象とした市職員基礎研修を実施し、職員の育成を行った。	人材育成基本方針に基づき、体系的な研修を実施し、職員の育成を図る。	階層別研修や専門研修等を体系的に実施する中で、研修効果をより高めていくため。	◆	◆	◆	◆	◆
		総務課	76	市民納得度向上に資するスペシャリスト育成のため、職員研修を強化する。	市税徴収等、総合事務組合の専門研修に派遣し、職員の育成を行った。	人材育成基本方針に基づき、体系的な研修を実施し、職員の育成を図る。	階層別研修や専門研修等を体系的に実施する中で、研修効果をより高めていくため。	◆	◆	◆	◆	◆

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
人事考課制度を積極的に活用した人材育成の実施	人事考課制度の運用の見直し及び評価の開示	総務課	77	職員の能力開発に結びつく制度の運用を図る。	必要に応じ実施される指導計画作成及び指導について、明確な運用基準がない。	平成24年度、人事考課結果に基づく指導計画作成及び指導を行う運用基準の策定及び運用の実施	人事考課制度は、常に改善が求められるものであるが、勤勉手当成績率の改善後に、実施し効果をあげたいため。		○ (基準策定)	◎ (実施)	◆	◆
職員による自発的な改善活動の推進	はねうま運動の実践	総務課	78	「市民サービスの向上」と「仕事に取り組む姿勢の向上」を柱とした職員意識改革運動を職員全体で実践する。	目に見えた成果を出すために「接遇向上」と「業務改善」を中心に、研修やはねうまカップ等を中心に取り組みを行った。	職員自らが積極的に意識改革や業務改善に取り組む風土を醸成し、市民納得度向上に資する職員育成を図る。	「やらされ感」をなくし、職員が積極的に「はねうま運動」に取り組むようにするため	◆	◆	◆	◆	◆
	職員提案数増加策の検討	総務課	79	政策的な提案を前提とした1人1提案運動と提案実現率の向上を図る。	平成21年度の提案件数は、51件（H21年12月末現在）	提案実現率：50%	【実現率】 （実施する、一部を実施する）／（全提案数） H20年度：45.7% H21年度：41.9%（H21年9月末現在）	◆	◆	◆	◆	◆
	自主学習グループの育成	総務課	80	職員の自主学習グループへの支援を行い、職員の自己研鑽活動を支援する。	自主研究グループ支援実施要綱を作成し、平成22年度からの実施を行う。	自主研究グループ 7グループへの支援	開始年度5グループとし、隔年1グループの増を目指す。	○	◆	◆	◆	◆

③組織・機構の見直し：市民にわかりやすい簡素で効率的な組織・機構を基本に、市政をとりまく環境の変化に柔軟に対応する組織整備に取り組む。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
市民ニーズ等に的確に対応する効率的な組織への再編	組織の再編	総務課	81	市民に分かりやすく、政策実行に柔軟に対応できる組織体制の見直しを行う。	平成20年度からの新庁舎での業務開始にあわせ、組織再編を行い、その体制を維持。 18課局 4室 50係	全体としてはスリム化を念頭に、毎年度見直しを実施し、必要に応じて再編を行う	見直しについては、毎年度市民ニーズや行政課題を把握することにより実施。	◆	◆	◆	◆	◆
行政課題に迅速に対応できるプロジェクトチームの設置	プロジェクトチーム規程の有効活用	企画政策課	82	行政課題に迅速に対応するため、短期集中的にその業務に専念できるプロジェクトチーム設置に向け、規程を見直し、効果的な運用を図る。	プロジェクトチーム設置に伴う職員配置等の課題や、プロジェクトチームで対応すべき案件の整理等を行う。	規程見直し後のプロジェクトチーム設置件数：年1件	プロジェクトチームの効果的な運用を図るため。	◆	◆	◆	◆	◆
課題等への対応や重要政策等への意思決定手続きの明確化	三課長会議の役割等の明確化	企画政策課	83	会議の目的や付議事項、運営などを明確にし、課題解決に向け迅速・的確に対応するため、三課長会議のルールを明確にするとともに、庁議規程の見直しを行う。	○政策調整会議、課長会議は庁議規程に基づき開催 ・課長会議：4回（H22.1.5現在） ○三課長会議は随時開催（規程なし） ・三課長会議：17回（同上）	・庁議規程の見直し ・三課長会議のルールの明確化（H22で整備）	課題解決に向けて迅速・的確に対応していく必要があるため。	◎	◆	◆	◆	◆

④健全な財政運営：財政縮小の中でも計画的な自治体経営を図るため、目的と目標を明確にし、数値目標を定め健全な財政運営に努める。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
経費全般の見直しと予算の厳正な執行管理	財政運営の目標設定	財務課	84	経常収支比率について、85%以下を維持する。	直近の平成20年度決算で82.0%	85.0%以下	H18…83.5%(県内20市1位) H19…87.2%(" ") H20…82.0%(" ") 類似団体平均92.5% 県内市町村平均91.3% 今後の税収見通しが極めて厳しい中ではあるが現状の水準を維持する。	◆	◆	◆	◆	◆
			85	実質公債費比率を18%以下を堅持する。	直近の平成20年度決算で17.5%	18.0%以下	起債許可基準 18%未満 許可不要 18%以上 許可必要	◆	◆	◆	◆	◆
	施設の維持管理費の削減	総務課(全課)	86	地球温暖化対策実行計画に基づき、光熱費等を削減する。	【H20実績】 ・電気使用量：13,476,652KWh ・都市ガス使用量：457,567m3 ・LPG使用量：13,225kg ・灯油使用量：134,757ℓ ・重油使用量：141,420ℓ ・ガソリン使用量：70,975ℓ ・軽油使用量：52,937ℓ	平成20年度実績を基準として平成24年度末までに4.6%以上削減(平成24年度末目標)	【H20実績】 ・電気使用量：13,476,652KWh ・都市ガス使用量：457,567m3 ・LPG使用量：13,225kg ・灯油使用量：134,757ℓ ・重油使用量：141,420ℓ ・ガソリン使用量：70,975ℓ ・軽油使用量：52,937ℓ	○	→	◎		
市税の収納率向上等による自主財源の確保	市税の徴収率向上	市民税務課	87	滞納処分等の積極的な実施により徴収率の向上を図る。	市税現年度分の徴収率 93.0% 市税滞納者数 1,050件	市税現年度分徴収率：95.0% 市税滞納者数：800件	徴収率は毎年度0.4%アップ、滞納者数は毎年度50件の減少を見込む	◆	◆	◆	◆	◆
	ガス上下水道料金の徴収率向上	ガス上下水道局	88	滞納処分等の積極的な実施により徴収率の向上を図る。	・供給停止を隔月から毎月実施に変更 ・納入期限日から供給停止までの期間を1ヶ月短縮 ・分割納入誓約者の管理を料金システム上で可能に改善 上記により対策を強化しているが、徴収率99%の達成は厳しい見込み。	現年度分徴収率99%以上	これまでも99%を目標に取り組んできたが、達成されていないことから、不況により徴収が難しくなっているが、同じ目標値とする。	◆	◆	◆	◆	◆
	市営住宅使用料等の徴収率向上	建設課	89	滞納処分等の積極的な実施により徴収率の向上を図る。	滞納額は市営住宅家賃が≒1,667千円(対前年比0%)、駐車場使用料が≒541千円(対前年比0%)となっている。	滞納額を対H20年度比で25%削減	対前年度比5%×5年	○	→	→	→	◎
	納付環境の整備	市民税務課	90	市民サービス及び徴収率の向上のため、コンビニ納付等の環境を整備する。	市税の納期内納付率 3税目平均 85.5%	納期内納付率：90.5%	既にコンビニ納付を導入した市町村の納期内納付率は平均約5%増	○(導入検討)	◎(導入)	◆	◆	◆
	徴収業務の一元管理	総務課	91	徴収の一元管理を行う、新たな徴収専門の部署の設置検討を行う。	賦課業務を行う部署が徴収業務も実施。	新たな部署の設置の可否も含めた方針の決定	様々な行政課題への対応と、限られた職員数の中で、設置の可能性について検討する。	◆	◆	◆	◆	◆
	ゆめ基金のPR、リピーターの確保	財務課	92	妙高山麓ゆめ基金の募集とPRを広く行うとともに継続的な寄附をいただけるよう定期的な情報提供を行う。	・財務課が中心となり、各課に協力を呼びかけながら、ホームページや市内外のイベントでのPRや関係団体等への協力要請により寄附を募っている。 ・寄附金累計 H20年度末313,991千円+平成21年度2,000千円=平成21年度末315,991千円	寄附金累計：325,991千円	H20年度末(実績)313,991千円 H21年度以降(目標)各年度2,000千円	○	→	→	→	◎
	広告収入の拡大	財務課	93	封筒、公共施設等での広告収入の拡大に努める。	封筒の広告掲載募集を予定していたが、非核平和都市宣言に関して記載を行なったため、見送りとした。	広告事業拡大分の収入額年間 1,000千円	広報紙及びホームページによる掲載料と同程度。	○(基準作成)	→	◎(予算化)	◆	◆
未分譲土地の活用推進	財務課 建設課	94	住宅団地等の早期売却を図るため、販売方法や販売価格等の見直しを行う。	・販売価格の設定について、経常経費ヒアリング前に財務課と協議を実施。(固定資産税評価額から求めた実勢価格で販売することで調整。) ・財務課との調整を踏まえ、平成21年度末までに、未分譲地の販売価格の見直しと販売方法について検討し、方針を確定する。	未分譲地 姫川原北団地…3区画 田口ニュータウン…3区画 エメラルドタウン…12区画のうち、8区画以上の販売を実施	平成21年度末目標値が50%以上の売却・活用(20区画中10区画以上)であったが、実績が2区画であったため、引き続き目標達成を目指すもの。	◆	◆	◆(価格見直し)	◆	◆	

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
中期財政見通しの作成	財政計画の策定	財務課	95	中期的な財政計画（5ヵ年計画）を作成し、総合計画へ反映する。	作成済み（H18-22年度） 総合計画前期基本計画の策定にあわせて。	作成、公表済み（後期計画策定にあわせH23-26年度）	行財政の一層のスリム化と自主財源の確保を図る必要がある。	◎ (計画作成・公表)	◆ (公表)	◆ (公表)	◆ (公表)	◆ (公表)
		ガス上下水道局	96	公営企業の中期的な財政計画を策定する。	毎年度の決算を区域別に分類し、収支状況、投資内容を分析。 中期財政計画の作成。	・作成と公表 ・10ヵ年計画の作成	長期的に持続可能な事業経営を目指し、財政計画を作成する必要があるため。	◎ (計画作成・公表)	◆ (公表)	◆ (公表)	◆ (公表)	◆ (公表)
公共財産の有効活用の促進及び活用が見込めない施設の今後のあり方についての検討	有効活用計画の作成及び有効活用が見込めない施設の休廃止	総務課（全課）	97	公共施設の活用に向け、有効活用計画を作成する。	平成19年度に「公共施設の活用促進に関する報告書」により平成21年度末利用者目標等が示されている。	計画の策定（平成25年度）	施設の有効活用に向けた取り組みが必要である。			◎ (計画策定)		

⑤コンプライアンス（法令遵守）の徹底：地方分権社会の進展により、地方自治体には自己決定をする機会が増加する。法令を遵守した適正で公正・透明な事務執行に努めていく。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
ISOの適正な運用と職員研修等の充実による法令遵守の徹底	職員の基本法令理解度の向上（ハンドブックの整備）	総務課	98	地方自治法・地方公務員法に関するハンドブックを整備する。	業務に使用する各種法令については、各課での対応となるが、地方自治法をはじめとした基本的法令については、集合研修のみでの研修のみとなっている。	公務員として最低限知っておかなければならない、基本的法令については、ハンドブックを作成し、職員の資質の向上を図る。	真の地方分権時代に対応していくために、職員の法的能力の向上は必須である。	○ (作成)	◎ (作成)	◆ (研修)	◆ (研修)	◆ (研修)
	業務手順書の見直し	総務課	99	業務手順書の見直しを通じて、法令遵守の意識を高めるとともに、業務改善の推進と不適合サービスの未然防止に努める。	不適合サービス発生件数：31件（H21.10.31現在）	不適合サービス発生件数：45件以内	H20年度発生件数は64件（19課が平成26年度までに1件づつ削減していったものとして、30%削減を目安とした）	○				◎
法務担当部署の設置検討	法制執務を担当する部署の設置	総務課	100	法制執務を担当する部署の設置と役割を検討する。	総務課総務係内での兼任により法制執務を担当	人口、職員数等の類似団体との比較による専門的部署設置・検討	様々な行政課題への対応と、限られた職員数の中で、設置の可能性について検討する。	○	◎ (方向性決定)			

⑥財政支援団体、外郭団体等の活性化と再編：市が関わる各種団体について、目的に即した活動の活性化と整理・統合などの見直しを図る。

大綱での取組項目	個別取組項目	担当課	取組番号	取組内容	平成21年度末現況（見込み）	平成26年度末目標	平成26年度末目標設定根拠	H22	H23	H24	H25	H26
市が出資や負担・補助をしている法人等の財政援助団体の活性化	経営状況等の情報公開	観光商工課 生涯学習課 財務課	101	第三セクター等の経営状況等について市広報・ホームページ等で積極的に公表する	前年度の事業実績及び決算書、当年度の事業計画をホームページで公表	公表の継続	市が出資している第3セクターについて、その経営状況を市民に報告し、市民から納得を得るため。	◆	◆	◆	◆	◆
組織基盤、財政基盤強化のための整理統合	各団体事務の移管・廃止・整理統合	総務課（全課）	102	事務局機能を市が持っている各種団体について、事務局機能の移管等を図る。	第5次行政改革から取り組み、現在、6団体の事務局機能を持っている。	移管の完了	妙高市保護司会、県立妙高病院後援会、妙高市赤十字奉仕団、妙高市米政策推進協議会、妙高市パソコン教室企画運営委員会、妙高里山みらい塾、他	○				◎